

65歳以上の公的年金受給者で、町県民税を納付されている方へお知らせ

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する町県民税のお支払方法が変わっています

以前は、公的年金にかかる所得を有する人は、普通徴収として1期から4期の納期限にあわせて、納付書または口座振替により町県民税を納付いただいていたのですが、平成21年10月からは、公的年金から町県民税を引取る「特別徴収」制度が開始され、対象となる方の年金にかかる町県民税は、年金からの特別徴収による納付に限られることとなりました。

★ 特別徴収の対象となる方 ★

次の要件を全て備えている方が対象となります。

- ☆ 当該年度の4月1日に65歳以上であり前年中に公的年金の支払いを受けていること
- ☆ 国民年金法に基づく老齢基礎年金等年額18万円以上の年金の支払いを受けていること
- ☆ 介護保険料が年金から特別徴収されていること

★ 特別徴収の対象となる町県民税額 ★

公的年金にかかる所得割額と均等割額が対象です。

なお、公的年金以外に給与所得や事業所得など他の所得がある場合は、給与にかかる所得割額及び均等割額は給与からの特別徴収、事業所得等にかかる所得割額は普通徴収となります。（公的年金にかかる町県民税と他の所得にかかる町県民税を合算することができなくなりました。）

★ 特別徴収の方法 ★

年6回の公的年金支払時に日本年金機構(旧社会保険庁)などの公的年金等の支払者が、町県民税の引取り(特別徴収)を行い翌月10日までに町に納入します。

なお、特別徴収初年度になる方と特別徴収2年目以降の方では徴収方法が異なります。

特別徴収初年度(前年度から継続して特別徴収されていない場合)					
普通徴収			特別徴収		
6月	8月		10月	12月	2月
年金にかかる年税額の半分を2回に分けて納付			年金にかかる年税額の残り半分を3回に分けて納付		

特別徴収2年目以降(前年度から継続して特別徴収されている場合)					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の年金にかかる年税額の半分を3回に分けて納付(平成28年10月1日以降)			年金にかかる年税額から仮徴収で特別徴収した額を差し引いた額を3回に分けて納付		

※ 年の途中で所得の更正等により税額に変更があったり、介護保険が特別徴収されなくなった場合は、特別徴収は中止され、普通徴収に切り替わります。